

Title	酒屋会議檄文事件の裁判について
Sub Title	On the Trial of the Case about Distributing Bills to Hold the Meeting Call for the Reduction of Sake (Japanese Liquor) Tax
Author	寺崎, 修(Terasaki, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.1 (1991. 1) ,p.121- 138
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	利光三津夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910128-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

酒屋会議檄文事件の裁判について

寺 崎 修

- 一、はしがき
- 二、児島稔の裁判
- 三、磯山尚太郎、磯山清兵衛の裁判
- 四、安立又三郎、市橋保身の裁判
- 五、植木枝盛の裁判
- 六、小原鉄臣の裁判
- 七、むすび

一、はしがき

明治十四年十一月、植木枝盛を中心に、児島稔、小原鉄臣らの自由党员が、酒税軽減の請願を目的とする全国酒屋会議の開催を計画、冊子を印刷し、全国酒造家へ配布したところ、檄文の署名人が罪に問われるという事件が発生した。いわゆる酒屋会議檄文事件⁽¹⁾が、これである。

これまでこの事件に関する文献としては、「植木枝盛自叙伝」⁽²⁾（明治二十三年）、大島更造「実業家団体の劈頭運動」⁽³⁾（明治三十四年）、『自由党史』⁽⁴⁾（明治四十三年）などが知られており、戦後の研究論文のなかにも、この事件に言及しているものがすくなくない。しかしながら、この事件の全容は、すでに裁判記録の大半が亡失しているという事情もあって、いまだ不明の部分も多く、檄文に署名した事件関係者がどのような裁判をうけ、最終的にいかなる判決を言い渡されたのかといった事件の処理過程については、多くの誤解があり、もっとも基礎的な事実ですら明確にされていないというのが、今日の実状である。

本稿は、このような酒屋会議檄文事件研究の現状にかんがみ、これまで筆者が蒐集しえたいくつかの資料を利用して、いままで空白となっていたり、誤りつたえられてきた事件の処理過程を究明し、若干の卑見を述べるところとする⁽⁶⁾。いまだ不十分な一試論にすぎないが、大方のご叱正がえられれば幸いである⁽⁷⁾。

- (1) 檄文の全文は、『自由党史』中巻（岩波文庫本・昭和三十三年）・一五五頁以下参照。
- (2) 『明治文化全集』第一四巻（昭和四十四年）・二二二頁以下所収。
- (3) 外崎光広『土佐自由民権資料集』（昭和六十二年）・一二三頁以下所収。
- (4) 前掲『自由党史』中巻・一五四頁以下。
- (5) たとえば、家永三郎『植木枝盛研究』（昭和三十五年）・二二二頁以下、内藤正中「小原鉄臣と島根民権運動の群像」（見田宗介『明治の群像5——自由と民権——』・昭和四十三年・一七六頁以下）、同「山陰地方の自由民権運動Ⅱ」（『山陰文化研究所紀要』第二三号・昭和五十八年三月・三一頁以下）、大槻弘「越前自由民権運動の研究」（昭和五十五年）・九六頁、外崎光広『土佐の自由民権』（昭和五十九年）・一六七頁、などがある。
- (6) この事件の裁判については、すでに私自身、「植木枝盛自叙伝の信憑性——酒屋会議檄文事件裁判の記述を中心に——」と題する小論において、若干の言及をしたことがある（『植木枝盛集』第四巻月報・平成二年九月・五頁以下）。本稿は、この小論を発展させたものである。前稿は、裁判の全貌を究明しようとしたものではなく、「植木枝盛自叙伝」の記述に疑問があることを指摘したものにすぎないが、あわせて参照いただければ幸いである。

(7) 本稿において、資料の引用に際しては、適宜句読点を施した。また、旧漢字体は、現在一般に使用されているものに、凡、一などの合字は、トモ、コトなどに、よ、ふなどの変体仮名は、に、よりなどに、それぞれ改めた。

二、児島稔の裁判

全国の酒造家に酒屋会議開催を告げる檄文に署名、配布したとの理由で、最初に捜査当局の取り調べをうけることになったのは、児島稔である。児島は、植木枝盛と同郷の自由民権運動家として知られ、明治十四年十月の自由党結成大会に出席のため上京し、事件にまきこまれることになったのである。

児島稔が上京中、植木枝盛と絶えず接触していたことは、「植木枝盛日記」に次のごとく記されていることから明白であろう。⁽¹⁾

十一月三日 小島稔、小原鉄臣来る。

十一月九日 児島稔来る。

十一月十六日 小島稔、安芸清香を伴ひ上総国東金に至る。

十一月十七日 東金西福寺にて學術演舌をなす。

右の記事からは、関係者の間でいかなる話し合いがおこなわれたのかはわからないが、酒屋会議の一件が話し合われたことは、確実であろう。

明治十四年十二月四日、児島稔は、東京裁判所刑事課の取り調べをうけた。そのことをつたえる『土陽新聞』の記事は、次の通りである。⁽²⁾

在東京本県士族小嶋稔氏は、彼の全国酒屋会議の趣旨書を印刷に付し、二三の知友に頒たれしを、検事より告発になり本月四日刑事課にて取調の上、已に口供済に成たる由。

右の記事中、「刑事課にて取調」とあるのは、東京裁判所刑事課の糾問判事のちの予審判事……寺崎註の取り調べをうけたという意味であろう。「糾問判事職務仮規則」（明治九年四月二十四日・司法省第四七号達）第四条によれば、糾問判事は「検事ヨリ送ル所ノ罪犯ノ文書証憑ヲ受取リタル時ハ」、「必ス速ニ糾問ヲ行フ」ことになっており、児島は、この「糾問」をうけたものと推測されるからである。また、「已に口供済」とあるのは、同規則第五条に、「糾問ハ……逐節口書ヲ録シ口書成テ之ヲ読聞カセ本犯ヲシテ花押若クハ実印若クハ拇印セシム」とあることからみて、この「口書」の作成が終了したことを指すものと思われる。

明治十四年十二月十三日、東京裁判所は、児島稔に対し判決を言い渡した。その内容は、次の通りである。⁽³⁾

高知県下土佐国土佐郡築屋敷六十九番地士族

東京々橋区南鍛冶町五十七番地山田屋弥兵衛方止宿

児島 稔

其方義植木枝盛等ト謀リ酒屋会議ヲ開カントスル冊子ヲ印刷シ酒税軽減ノ請願ヲ目的トシ全国酒造家ヘ配布シ人心ヲ激励スル科
不応違軽ニ問ヒ禁獄三十日申付ル

これによると、児島は、檄文を「全国酒造家へ配布シ人心ヲ激励」したことで、「不応為」の「軽」に問われ、「禁獄三十日」を言い渡されたことが明らかである。明治十五年一月一日から新刑法（いわゆる明治十五年刑法）が施行されることになっていたので、これは、新律綱領・改定律例が消滅する寸前の裁判であった。児島の量刑は、新律綱領雑犯律不応為条、すなわち、

凡律令ニ正条ナシト雖モ。情理ニ於テ。為スヲ得心カラサルノ事ヲ為ス者ハ。笞三十。事理重キ者ハ。杖七十。

なる規定が適用され、「答三十」となり、さらにこれが改定律例によって「刑名ヲ改メ」られ、「懲役三十日」(第一条)となるべきところ、士族である児島は、改正閏刑律(明治十年十一月二日改正・太政官第七六号布告)により「禁獄三十日」になったものと考えられる。すなわち児島稔の量刑については、今日もなお、「禁獄」とのみ記す文献があるが、これは、かつて家永三郎博士が指摘されたごとく、「禁獄三十日」と補訂することが必要であろう。

(1) 「植木枝盛日記」(『植木枝盛集』第七卷・平成二年・二七八頁)。

(2) 『土陽新聞』明治十四年十二月十六日付。

(3) 『東海暁鐘新報』明治十四年十二月十六日付。

(4) たとえば、大槻・前掲『越前自由民権運動の研究』九六頁、後藤靖「酒屋会議」(『国史大辞典』第六卷・昭和六十年・二九三頁)などは、依然として「児島稔を拘引し、妄りに檄文を配布し、人心を煽動したる者となし、之を新律綱領中不応為罪に擬して禁獄に処す」と述べる前掲『自由党史』中巻・一六一頁の記述をそのまま踏襲している。

(5) 家永・前掲『植木枝盛研究』二二二頁。

三、磯山尚太郎、磯山清兵衛の裁判

酒屋会議発起人に名前を連ねている茨城県の磯山尚太郎とその代理人である磯山清兵衛が水戸裁判所の裁判に付されることになったのは明治十四年十二月中のことである。磯山清兵衛は、磯山尚太郎の代理人として明治十四年十月の自由党結成大会出席のために上京し、植木枝盛らと接触⁽¹⁾、酒屋会議の檄文に署名、帰郷後まもなく、尚太郎とともに水戸裁判所の取り調べをうけることとなったのである。

明治十四年十二月二十三日、水戸裁判所は、判決を言い渡した。磯山尚太郎、磯山清兵衛の両名に対する判決言い渡しをつたえる『水戸新聞』の記事は、次の通りである。⁽²⁾

行方郡潮来村の酒造家磯山清兵衛及同尚太郎両氏は、先きに高知県及び其他数県の有志者と謀り、酒造税則改正を請はん為め會議を開かんとて、其趣意書を以て全国の同業者を誘導せしは、法律に抵触せる者とし、去廿三日水戸裁判所に於て不応為輕に問ひ、尚太良氏（即カ）は禁獄三十日、清兵衛氏は懲役三十日申付られたりと。豈に危嶮の世の中ならずや。

これにより兩名は、児島稔と同様、「不応為」の「輕」に問われ、磯山尚太郎は「禁獄三十日」、磯山清兵衛は「懲役三十日」を言い渡されたことが判明する。土族である磯山尚太郎には改正閏刑律が適用され、「懲役三十日」から「禁獄三十日」となったのに対し、平民である磯山清兵衛にはこれが適用されず、そのまま「懲役三十日」が言い渡されたものと考えられる。家永三郎博士は、「植木枝盛自叙伝」に、兩名が「輕禁錮」になったと記されていることを根拠に、「みな禁錮刑を言渡されている」と述べておられるが、これは、事実と相違する。⁽⁴⁾

なお、磯山尚太郎、磯山清兵衛の兩名が、翌十五年一月、満期出獄したことについて、『茨城日日新聞』は、次のごとくつたえている。⁽⁵⁾

酒屋會議を起し酒稅改正を囑らんと欲し大坂に會し意見書を全国に伝ふる為め、法律の問ふ所となり、客年十二月所刑を受けたる当県行方郡潮来村（潮来カ）の磯山尚太郎、同清兵衛の二氏は三十日期満て一昨日出獄せられたり。

文中、「客年十二月所刑を受け……」とあるのは、磯山尚太郎、磯山清兵衛の兩名が「明治十四年十二月二十三日」、有罪判決を言い渡されたことを指し、「期満て一昨日出獄」とあるのは、兩名が「明治十五年一月二十二日」に「満期出獄」したことを指している。改定律例によれば、刑期は「刑名宣告ノ日ヨリ起算」(第四条)することになっており、刑期から計算すれば、まさに「明治十五年一月二十二日」が、満期出獄日であり、兩名は、この日、予定通りに出獄したことが明らかである。

(一) 前掲「植木枝盛日記」明治十四年十月三十日条には、「磯山清兵衛来る」とみえている(前掲『植木枝盛集』第七巻・二

七八頁。

- (2) 『水戸新聞』明治十四年十二月二十五日付、『茨城県史料』近代政治社会編Ⅱ(昭和五十一年)・五七二頁。
- (3) 前掲『植木枝盛自叙伝』(前掲『明治文化全集』第一四卷・二五九頁)。なお、前掲『実業家団体の劈頭運動』(外崎・前掲『土佐自由民権資料集』一二五頁)にも、「軽禁錮」とある。
- (4) 家永・前掲『植木枝盛研究』二二三頁。
- (5) 『茨城日日新聞』明治十五年一月二十四日付、前掲『茨城県史料』近代政治社会編Ⅱ・五七二頁。

四、安立又三郎、市橋保身の裁判

明治十四年十二月、酒屋会議楳文の署名人である福井県南条郡武生の安立又三郎、同県足羽郡福井の市橋保身の両名は、金沢裁判所福井支庁検事の取り調べをうけることになった。安立、市橋の両名は、たんに楳文の署名人を引き受けただけで、楳文の作成、印刷、配布など、計画に直接関与するようなことはなかったのであるが、捜査当局の取り調べを免れることはできなかった。十四年十二月二十日、安立の取り調べがおこなわれたことをつたえる『大坂日報』の記事は、次の通りである。⁽¹⁾

彼の当地に於て酒屋会議を開かんとて楳文を発したる連中の一人、越前国七郡酒造営業人惣代人武生の安立氏は、去る二十日、金沢裁判所福井支庁検事局へ呼び出され、取調を受けられたるよし。

右の記事には、市橋保身の名前がみえないが、かれもまた、安立と前後してほぼ同様の取り調べをうけたことは、確実であろう。右の記事から推測すると、安立、市橋の両名は、その後まもなく金沢裁判所福井支庁の裁判に付されることになったものと思われるが、それがいつのことであったかは、残念ながらわからない。

また、安立又三郎、市橋保身の兩名に対する判決がいつ言い渡されたのか、この点を明らかにする資料もみあたらないが、わずかに『高知新聞』明治十五年一月十五日付に、次のごとき記事が掲載されている。⁽²⁾

我社植木枝盛等と共に日本酒屋會議の發起人たる越前国安立又三郎、市橋保身の兩人は福井裁判所に於て従を以て論せられ、罰金壹円五十錢を科せられたりと、此頃同地より通報ありたり。

右の記事によれば、安立又三郎、市橋保身の兩名は、「福井裁判所」において「罰金壹円五十錢」を言い渡されたことになるが、それが明治十四年十二月中に言い渡されたのか、それとも十五年一月になってから言い渡されたのか、よくわからない。一応考えられるのは、(一)十四年十二月中に言い渡された場合、(二)十五年になってから言い渡された場合、の二通りであるが、おのおののケースを考えれば、次のごとくである。

(一)兩名に対する判決が十四年十二月中に言い渡されたとすると、これは、完全に新律綱領、改定律例下の裁判となる。もしもそうであれば、兩名は、「不応為」の「輕」により「懲役三十日」のところ、「従」とみなされ「一等減」で「懲役二十日」となり、これを「改正贖罪收贖例図」に照らし「贖罪金一円五十錢」の量刑を言い渡されたとみることができであろう。なお、この場合、判決を言い渡したのは「福井裁判所」ではなく、「金沢裁判所福井支庁」ということになる。

(二)兩名に対する判決が十五年になってから言い渡されたとすると、これは、いわゆる十五年刑法下の裁判となる。もちろん、事件の発生は、十四年中のことであるから、基本的には事件発生時の法、すなわち新律綱領、改定律例にもとづいて裁判がおこなわれるが、十五年刑法第三条「若シ所犯頒布以前ニ在テ未タ判決ヲ經サル者ハ新旧ノ法ヲ比照シ輕キニ從テ処断ス」なる規定によって、判決は、「新旧ノ法ヲ比照」し、「輕キニ從テ」言い渡されることになることはいうまでもない。したがって、この事件の場合、旧法の適用は、(一)に記した通りにおこなわれ、他方、新法の

適用については、旧法の「不応為」に相当する条文が適用され、「輕キニ從テ」判決が言い渡されることになる。しかし、新法には、本事件に適用すべき条項はないから、「法律ニ正条ナキ者ハ何等ノ所為ト雖モ之ヲ罰スルコトヲ得ス」(第二条)なる規定によって「無罪」となり、兩名に対する判決は、「新旧ノ法ヲ比照」し、「無罪」とならざるをえないであろう。なお、この場合、判決を言い渡したのは、「福井裁判所」ではなく、十五年一月から施行された治罪法によって「福井輕罪裁判所」ということになる。

以上の検討により、兩名に対する判決は、(一)の可能性、すなわち新律綱領、改定律例下の明治十四年十二月中に、金沢裁判所福井支庁において言い渡された可能性がきわめて高いことが判明する。もちろん後述する小原鉄臣の裁判の場合のように、十五年刑法下の裁判でありながら、かなり強引な擬律によって有罪となった例もないわけではないが、(二)の可能性、すなわち十五年刑法下で安立又三郎、市橋保身の兩名が「罰金一円五十錢」(贖罪金一円五十錢)の有罪を言い渡される可能性は、法律操作上無理があり、きわめてうすいものと思われる。

いずれにしても、安立又三郎、市橋保身の兩名の量刑は、「贖罪金一円五十錢」にとどまり、入獄することは、なかったことが確実であろう。「植木枝盛自叙伝」をみると、安立、市橋の兩名は、「小原氏と同様」に「輕禁錮」になった旨が記されているが、かれらは「輕禁錮」になったわけでもなければ、後述するごとく「小原氏と同様」の判決を言い渡されたわけでもなかったのである。

(1) 『大坂日報』明治十四年十二月二十四日付。

(2) 『高知新聞』明治十五年一月十五日付。

(3) 前掲『明治文化全集』第一四卷・二五九頁。なお、この点について、家永・前掲『植木枝盛研究』には、「署名人安立又三郎・市橋保身は福井の裁判所で、……禁錮刑を言い渡されている」(二三三頁)とあり、また、大槻・前掲『越前自由民権運動の研究』には、「植木枝盛をのぞく酒屋會議発起人が一四年二月禁獄に処せられるという弾圧にも屈せず、安立又三郎を先頭に……」(九六頁)とみえている。しかし、本文中に述べたごとく、安立、市橋の兩名は、「贖罪金一円五十錢」にとど

まったのであり、これを「禁錮刑」とする家永博士の見解も、「禁獄」とする大槻氏の見解も、ともに誤解である。

五、植木枝盛の裁判

明治十五年になってから裁判がおこなわれたことが確実なのは、高知県の植木枝盛と島根県の小原鉄臣の両名である。植木の場合は、すでに十四年中に召喚状が発せられたが、いまだ東京から帰県しておらず、十四年中に取り調べが開始されることはなかったのである。このことにつき、『郵便報知新聞』は、次のように報じている。⁽¹⁾

客月中旬高知の其筋より土陽新聞社の植木枝盛氏を召喚せられしが、同氏は未だ帰県せざる趣を届けしに、また同月廿三日代人に出頭せよとの達しありしかば実父直枝氏が出頭せしに酒税減額説の事に関したる書類の有無を尋問ありしかば一切無しと答へ其手續書を差出たりと。

植木が高知県に戻ったのは、明治十五年一月十日のことであった。⁽²⁾ かれが高知軽罪裁判所に召喚され、予審掛判事補岩本憲正の取り調べをうけることになったのは、それからまもなくの一月十八日のことである。岩本判事補の取り調べは、翌十九日までつづいた。この間の事情については、「植木枝盛日記」に簡単な記事があるが、⁽³⁾ 『高知新聞』にも、次のごとき記事が掲載されている。⁽⁴⁾

本社植木枝盛は一昨日より高知裁判所へ⁽⁵⁾ 招喚せられ、彼の酒屋会議の件に付訊問を受けたるか、昨日に至り口供も全く済し由なれば、不日如何様にか判決になるべし。

文中、「高知裁判所」⁽⁵⁾ とあるが、治罪法の施行によって、明治十五年一月一日からは名称が変更となっているから、

これは「高知輕罪裁判所」の誤りであろう。また、「昨日に至り口供も全く済し由」とあるのは、「一月十九日」にいたり、予審審理が全て完了したことを指している。

明治十五年一月二十三日、高知輕罪裁判所は、植木枝盛に対し予審決定を言い渡した。「植木枝盛日記」同日条に掲載されている「言渡書」は、次の通りである。⁽⁶⁾

言 渡 書

高知県土佐国土佐郡小高阪村桜馬場六番地

士族 植 木 枝 盛

其方儀東京ニ於テ島根県石見国安濃郡波根東村酒造營業人小原鉄臣等ト謀リ、酒稅減輕ノ請願センコトヲ目的トシテ明治十五年五月ヲ期シ大坂ニ日本全国ノ酒屋會議ヲ開カントスルノ檄文ヲ作りタル事件檢察官ノ請求ニヨリ予審ヲ遂グル所、其方ニ於テハ右文書ヲ東京銀座町博文社ニテ印刷シタレドモ右ハ唯發起人ヘ配布シタルノミニシテ強テ全国中ノ酒造家又ハ朝野新聞紙等ニ投ジタリトイフノ訳ニ無之旨申供スル而已ナラズ、右所為タル刑法ニ照スモ罪トナルベキ正条ナシ、因テ刑法第二條法律ニ正条ナキモノハ何等ノ所為ト雖モ之ヲ罰スルコトヲ得ズトアルニヨリ免訴申渡モノ也。

明治十五年一月廿三日

高知輕罪裁判所

予審掛

判事補 岩 本 憲 正

書 記 寺 本 克 巳

これを見ると、植木が「酒稅減輕ノ請願センコトヲ目的トシテ明治十五年五月ヲ期シ大坂ニ日本全国ノ酒屋會議ヲ開カントスルノ檄文ヲ作り」、「印刷シ」、「發起人ヘ配布シタ」行為は、事実と認定されたこと、しかし、植木の所為は、「刑法ニ照スモ罪トナルベキ正条ナシ」との理由で、「免訴」を言い渡されたことが判明する。明治十四年十二月、

いまだ罪刑法定主義が採用されていなかった新律綱領、改定律例下の裁判で、児島稔、磯山尚太郎、磯山清兵衛、安立又三郎、市橋保身が、「不応為」の罪に問われ、いずれも有罪となったのと比較して、裁判開始が遅延し、明治十五年一月、新しい刑法（明治十五年刑法）の下での裁判（予審）に付され、「予審免訴」となった植木の場合、幸運にめぐまれたというほかはないだろう。

- (1) 『郵便報知新聞』明治十五年一月九日付。
- (2) 前掲『植木枝盛日記』明治十五年一月十日条（前掲『植木枝盛集』第七巻・二八五頁）。
- (3) 前掲『植木枝盛日記』明治十五年一月十八日、十九日条（前掲『植木枝盛集』第七巻・二八六頁）。
- (4) 『高知新聞』明治十五年一月二十日付。
- (5) 高知裁判所は、明治九年四月十四日の司法省第四十二号達によって設置されたが、実際に開庁したのは、裁判所庁舎が新築落成した同年十一月十三日のことである（明治九年十一月十日・高知裁判所ヨリ司法省へ「届」）。
- (6) 前掲『植木枝盛日記』明治十五年一月二十三日条（前掲『植木枝盛集』第七巻・二八六頁—二八七頁）。なお、この予審決定書は、『高知新聞』明治十五年一月二十四日付、『朝野新聞』明治十五年一月三十一日付などにも掲載されている。

六、小原鉄臣の裁判

明治十四年十月、自由党結成大会に出席のために上京した小原鉄臣は、植木枝盛らとともに酒屋会議開催を呼びかける檄文に署名、事件にかかわることになった。「植木枝盛日記」をみると、明治十四年十一月一日条に「夜向島なる小原鉄臣の寓に行く」とあり、同月三日条に「小島稔、小原鉄臣来る」とあること⁽¹⁾から、この頃、植木枝盛を中心に、かれらの間には頻繁な往来があり、そこにおいて檄文の印刷、配布のことなどが協議されていたであろうことは、ほぼ疑いのないところである。

しかし、捜査当局の小原に対する取り調べは、在京中にはおこなわれず、かれがその後、島根県に帰県してからおこなわれた。小原に対する検事の取り調べが終了したことをつたえる『朝野新聞』の記事は、次の通りである。⁽²⁾

曩きに酒屋会議の旨意書を公布したる一人石州の小原鉄臣氏は、松江裁判所検事より呼び出され頃日口供完結に至りしと云ふ。

検事の取り調べ終了の時期は、「松江裁判所」とあることから、明治十四年十二月中とも判断できるが、記者が、いまだ馴染みのうすい「松江軽罪裁判所」もしくは「松江始審裁判所」の名称をあえて使用しなかった可能性もあり、そうなると十五年一月の可能性も否定できない。

しかし、いずれにしても、検事の子審請求によつて小原鉄臣の子審がおこなわれたのは明治十五年一月以降のことであり、それは、松江軽罪裁判所でおこなわれたものと思われる。もっとも子審に言及した資料が全くみあたらないので、子審が省略された可能性も否定できないが、最終判決までに要した期間を考慮すると、そのような可能性は、うすいではなかるうか。かりに松江軽罪裁判所において子審がおこなわれたとすると、後掲判決書からみて、小原は刑法第一四一条違反とみなされ、松江軽罪裁判所の公判に移すことが言い渡されたものと思われる。しかし、これは、植木枝盛に対する子審において「免訴」を言い渡した高知軽罪裁判所の判断とはまったく異なる正反対の結論であった。小原は、植木と同一の事件に関与し、しかも同じ十五年刑法下の裁判をうけながら、かれとはまったく異なる扱いをうける結果となったのである。

明治十五年二月十五日、松江軽罪裁判所は、小原鉄臣に対し判決を言い渡した。このことをつたえる『朝野新聞』の記事は、次の通りである。⁽³⁾

自由党の一人なる石州の小原鉄臣氏は、彼の酒屋会議を起さんとの旨趣書を頒布したるを以て、去る十五日松江軽罪裁判所に於て重禁錮一ヶ月申付けられしとの報あり。

しかして、その全文は、次の通りである。⁽⁴⁾

裁判言渡書

島根県石見国安濃郡波根東村平民

当時島根郡片原町四番地寄留

酒造営業人 小原 鉄 臣

二十二年八月

被告於テ明治十四年十一月一日植木枝盛等ト相謀リ酒屋會議ヲ開キ酒税軽減ノ請願ヲ目的トシ全國酒造家ヘ印刷配布セシ冊子中
目前ニアラスト雖トモ官吏ノ職務ニ対シ侮辱シタル罪新旧ヲ比照シ輕キニ從ヒ刑法第四百一条第二項ニ依リ重禁錮一ヶ月ヲ言
渡ス者也

但所持スル冊子ハ没収ス

これにより、「酒屋會議ヲ開キ酒税軽減ノ請願ヲ目的」として、「全國酒造家ヘ印刷配布」した「冊子中」の文言は、「目前ニアラスト雖トモ官吏ノ職務ニ対シ侮辱」したものとみなされたこと、そして小原の行為は、旧法（新律綱領、改定律例）、ならびに新法（明治十五年刑法）に違反するものと認定され、「新旧ヲ比照シ輕キニ從ヒ」、「官吏侮辱罪」（十五年刑法第一四一条第二項）が適用され、「重禁錮一月」を言い渡されたこと、などが判明する。⁽⁵⁾

小原が、植木と同一の事件に関与し、しかも同じ十五年刑法下の裁判をうけながら、植木とは正反対の扱いをうけることになったことについてはすでに述べた。松江輕罪裁判所の判決は、そうした高知輕罪裁判所予審法廷が示した判断との食い違いをなら解決することなく、従前の方針を踏襲し、予審決定とまったく同一線上の判断をくりかえすにとどまったのである。右の判決文からは、「新旧ヲ比照」した際の旧法がなんであったのかは、明確でないが、かりに新律綱領雜犯律不応為条だったとすると、これに「官吏侮辱罪」を対応させることには、かなりの無理があると

いわねばならない。植木枝盛に対する高知軽罪裁判所の予審決定書が、「刑法ニ照スモ罪トナルベキ正条ナシ」との判断を示しているごとく、十五年刑法中には被告を処断すべき「正条」は、みあたらないからである。また一方、市岡正一が、その著『新旧対比刑法罰則全書』（明治十四年）のなかで「旧典諸条ヲ閱スルニ第四百四十一条ニ該当スヘキ正条ナシ」と指摘しているごとく、新律綱領、改定律例のなかに、「官吏侮辱罪」（第一四一条）に相当する条項もみあたらないから、この点からも、そもそも判決のいう「官吏ノ職務ニ対シ侮辱シタル罪」について、「新旧ヲ比照」すること自体がはたして可能なかどうか、疑問とせざるをえないであろう。おそらく松江軽罪裁判所の判決は、十四年十二月中の新律綱領、改定律例下の裁判において有罪判決を言い渡された児島稔、磯山尚太郎、磯山清兵衛と量刑上の歩調をそろえることに最大の重点をおいたものと思われが、かなりの無理があることは否定できない。

したがって、かりに小原鉄臣が松江軽罪裁判所の第一審判決を不服として、大審院へ上告をしていたならば、あるいはまったく異なる結果がもたらされたのではなからうか。もしも植木枝盛に対する高知軽罪裁判所の予審決定との相違点を上告審において徹底的に争ったとするならば、右の判決が破棄される可能性は、決してすくなくなかったと思われるからである。しかし、勝訴した検察官はもろんのこと、敗訴した小原鉄臣もまた、まったく上告の手続きをとらうとはしなかった。その結果、小原に「重禁錮一月」を言い渡した松江軽罪裁判所の第一審判決は、そのまま確定判決となり、小原と植木は、大きく明暗を分けることとなったのである。

- (1) 前掲『植木枝盛集』第七卷・二七八頁。
- (2) 『朝野新聞』明治十五年一月二十七日付。
- (3) 『朝野新聞』明治十五年二月二十四日付。
- (4) 『新修島根県史』史料篇4（昭和四十一年）・六〇七頁。
- (5) 前掲「植木枝盛自叙伝」に「小原鉄臣氏は翌十五年一月早々に島根の裁判所に召喚せられ、是は本年より新律綱領を廢し新刑法を實行することと為りしに由り其の刑法の某罪に擬せられ軽禁錮に処せらるることとなり……」（前掲『明治文化全集』

第一四巻・二五九頁）とあるが、「某罪」とあるのは「官吏侮辱罪」のことであり、また「軽禁錮」とあるのは誤りで、本文中に述べたごとく「重禁錮一月」が正しい。なお、内藤正中氏は、かつて、「小原は十五年一月に松江裁判所で軽禁錮の判決を受けた……」（内藤・前掲「小原鉄臣と島根民権運動の群像」・明治の群像5——自由と民権——・一七七頁）との見解を表明されていたが、近年、『山陽新報』の記事を根拠に、「十五年二月十五日に松江軽罪裁判所で重禁錮一ヶ月の判決を受けた」（内藤・前掲「山陰地方の自由民権運動Ⅱ」・山陰文化研究所紀要・第二三号・四四頁）と、その見解を修正されている。同氏の修正前の主張には根拠がなく、修正後の見解が、はるかに真相に近いことは、いうまでもない。

（6）市岡正一編『新旧対比刑法罰例全書』（明治十四年）下巻・一四頁。

（7）量刑だけを比較すると、十五年刑法下の「重禁錮一月」は、新律綱領、改定律例下における「懲役三十日」に相当するから（「軽禁錮一月」は、「禁獄三十日」に相当する）、平民である小原の量刑（重禁錮一月）は、同じく平民である磯山清兵衛の量刑（懲役三十日）と同等の量刑と考えることができる。

七、むすび

以上、酒屋会議檄文配布事件の裁判について、若干の考察をおこなってきたが、これまで述べてきたところを整理するならば、次の通りである（次頁一覧表参照）。

これにより、酒屋会議檄文事件の裁判は、植木枝盛（予審免訴）と児島稔（禁獄）の兩名をのぞく五名の事件関係者が「禁錮」になったとする見解¹⁾や、あるいは植木枝盛をのぞく事件関係者が「禁獄」になったとする見解²⁾などにみられるごとく、単純なものではなかったことが明白であろう。

ところで家永三郎博士は、その著『植木枝盛研究』のなかで、この事件に言及し、次のように述べておられる。³⁾

十五年一月には刑法が施行されて罪刑法定主義が採用され、不応為の罪は廃止されたのに、小原らが有罪となったのは如何なる

酒屋会議撤文事件の裁判について

氏名	予審		判決			
	裁判所名	終結日	裁判所名	判決日	罪名	量刑
児島 稔			東京裁判所	十四年十二月十三日	不應為輕	禁獄三十日
磯山尚太郎			水戸裁判所	十四年十二月二十三日	不應為輕	禁獄三十日
磯山清兵衛			水戸裁判所	十四年十二月二十三日	不應為輕	懲役三十日
安立又三郎			金沢裁判所福井支庁	不明	不應為輕從	贖罪金一四五十錢
市橋 保身			金沢裁判所福井支庁	不明	不應為輕從	贖罪金一四五十錢
植木 枝盛	高知輕罪裁判所	十五年一月二十三日				
小原 鉄臣	松江輕罪裁判所	不明	松江輕罪裁判所	十五年二月十五日	官吏侮辱罪	重禁錮一月

罪名によるのであろうか、私の見た文献には記されていないので、明でないが、同じく刑法施行後の十五年一月二十三日高知裁判所が枝盛に対し、「右所為タル刑法ニ照スモ罪トナルベキ正条ナシ」という理由で免訴の判決を下したのを見ると、きわめてむりな擬律によつて有罪を宣告したことだけは疑を容れない。おそらく政府の側から、なんらかの口実で全員を有罪とするよう各裁判所に強要を加えたものと察せられるのであり、ひとり高知裁判所が政府の意志に反して免訴の判決を下したのは、きわめて勇気を要する処置であつたと考えられ、予審係判事補岩本憲正の裁判官としての良心的態度は高く評価されねばならない、と思う。

文中、家永博士は、「おそらく政府の側から、なんらかの口実で全員を有罪とするよう各裁判所に強要を加えたものと察せられる」と、きわめて重大な発言をされているが、私は、この見解には賛同しがたい。なぜならば、もしもこの事件の裁判において、博士が主張することく、政府による司法権への介入があつたとするならば、各裁判所間の判断にこれほど大きな食い違いがあつたはずはなく、判決の罪名や量刑に、まったく統一性がなかつたという事実は、

むしろ、そのような政治介入がなかったことを示唆しているといわねばならないからである。

すでに繰り返し指摘してきたように、この事件の裁判は、まさに新律綱領、改定律例の時代から明治十五年刑法の時代に切りかわるときにおこなわれ、その判決は、裁判所ごとに食い違うなど、大きな混乱がみられた。わが国最初のヨーロッパ式刑法典である明治十五年刑法が施行された直後、それまで律系統の刑法（新律綱領、改定律例）のみになじんできた裁判官が、新刑法の運用にとまどい、各地の裁判所の判決のなかには初歩的な法律適用の誤りが多数みられたことは、すでに手塚豊博士が指摘されている通りである。自由民権関係事件の裁判という⁴と、すぐに政府による司法権への介入があったものと推測されやすいが、すくなくともこの事件の裁判については、そのような形跡はなく、むしろそこには、過渡期における裁判において、しばしばみられるところの混乱状況が、はしなくも露呈されていたのであって、まさにこの点にこそ、この裁判のもっとも大きな特質がみとめられるのである。

- (1) 家永・前掲『植木枝盛研究』二二三頁。
- (2) 大槻・前掲『越前自由民権運動の研究』九六頁、前掲『国史大辞典』第六卷・二九三頁。
- (3) 家永・前掲『植木枝盛研究』二二三頁―二二三頁。
- (4) 手塚豊『自由民権裁判の研究』下巻（昭和五十八年）・三〇頁。